

令和7年度

杉並区

中小企業資金融資のご案内

杉並区では、区内中小企業者の皆様が事業に必要な資金を有利な条件で借入れできるよう、金融機関と東京信用保証協会の協力により、融資あっせん制度を設けています。

この制度は、区が直接融資するものではなく、利子の全部または一部を補給して、皆様の負担軽減を図る制度です。

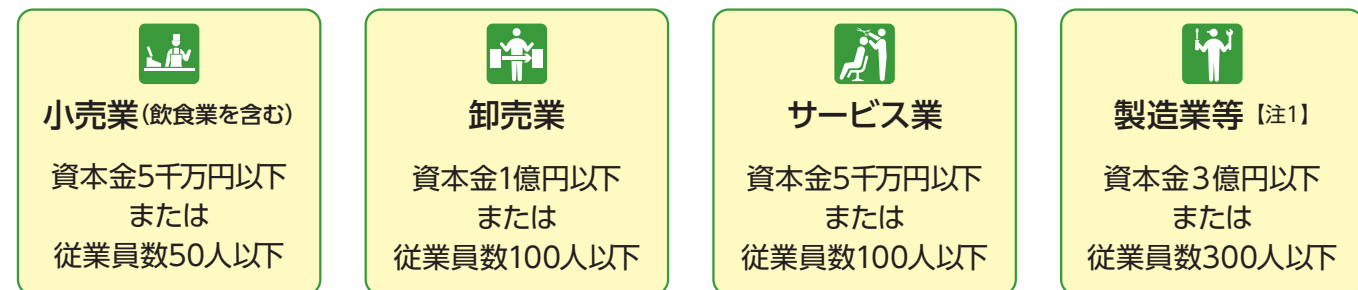
事業経営の向上にぜひお役立てください。

 杉並区産業振興センター

ご利用いただける方

以下の要件を全て満たしている中小企業者にご利用いただけます。

中小企業者の規模



【注1】ソフトウェア業・情報処理業・建設業・不動産業・運送業・出版業・旅行業などを含みます。

※ 医療法人は従業員数300人以下

※ 従業員数について、個人事業における家族従業員、臨時の使用人、会社役員は従業員には含みません。ただし、パート・アルバイト等名目は臨時雇いであっても、事業の経営上不可欠な人員は従業員に含みます。

- 1 杉並区内に1年以上主たる事業所(法人の場合は本店登記)及び事業実態を有する方
- 2 杉並区内において同一の事業を引き続き1年以上営んでいる方
- 3 申込みをする日までに納付すべき住民税(区市町村民税と都道府県民税)及び事業税(法人の場合は法人事業税と法人住民税)を滞納していない方
- 4 信用保証協会の保証対象業種を営んでいる方
- 5 許認可を必要とする業種においては、その許認可を受けている方
- 6 個人の場合には、主たる収入を事業から得ている方

「小規模企業小口資金」「経営安定運転特例小口資金」「災害復旧特例小口資金」(小口零細企業保証制度の対象)は、1～6に加えて、以下の7と8の条件を満たしていることが必要です。

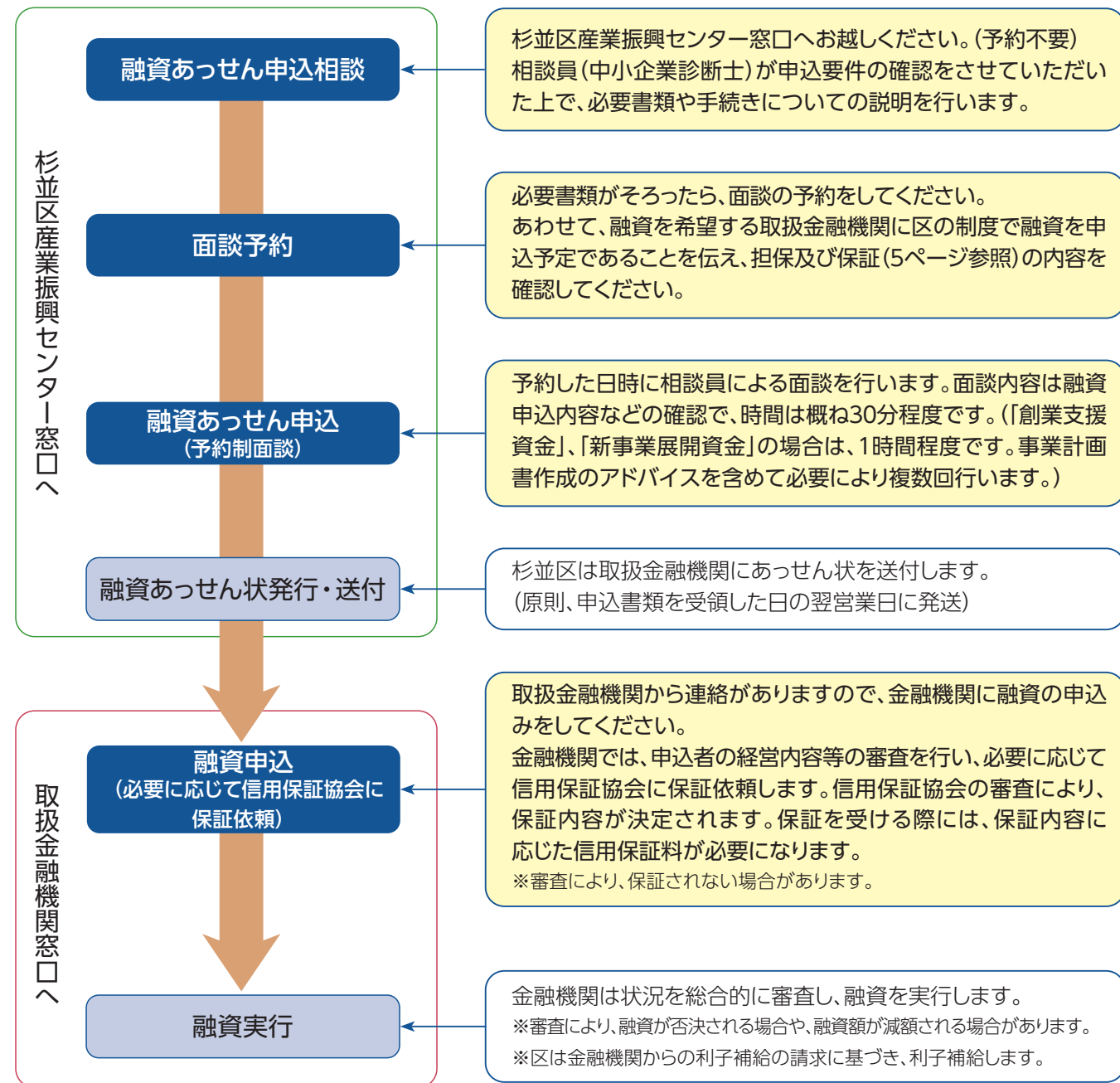
- 7 従業員が20人(卸売業・小売業またはサービス業【注2】は5人)以下であること
【注2】 宿泊業・娯楽業・旅行業については、従業員数20人以下
- 8 今回の申込分の融資を含めて、信用保証協会の保証付き融資合計残高が2,000万円以下であること

ご利用いただけない方

- ※借入金の返済(借換を除く)、税金の支払い、生活費の為の資金として利用する方
- ※杉並区の融資制度による既存融資で延滞がある等、返済が困難な方
- ※杉並区暴力団排除条例(平成24年3月22日条例第5号)第2条に規定する暴力団関係者

なお、各資金種類それぞれの対象要件も必要です。詳しくは4-5ページの「資金種類一覧」をご覧ください。
! (「創業支援資金」の場合はご利用できる方の条件や必要書類が異なります。詳しくは別紙「創業支援資金のご案内」をご覧ください。)

ご利用(申込から融資実行まで)の流れ



※流れのうち、の箇所は、申込みをする方が行う手続きです。

! 創業支援資金は別紙「創業支援資金のご案内」をご覧ください。

信用保証制度について

● 東京信用保証協会の信用保証とは

東京信用保証協会は、中小企業者が金融機関から事業資金を借入れる際に、保証人となって企業の信用力を補完することにより借入れを容易にし、企業の育成を金融の側面から支援する公的機関です。個々の保証に際しては、経営者の経営意欲、事業への取組姿勢、事業経歴、資金の用途、返済能力等を総合的に判断して信用保証の可否や保証金額を決定します。

信用保証制度についてのお問い合わせは

東京信用保証協会 新宿支店
☎03-3344-2251



杉並区中小企業資金融資あっせん制度 資金種類一覧

令和7年4月1日現在(利率は年利)

資金の種類	融資対象条件	資金使途	限度額【注1】	表面利率(固定)	本人負担率	利子補給率(区負担利率)	貸付期間【注2】(うち据置期間)	信用保証料補助	担保及び保証
普通資金	ご利用いただける方 (2ページ「ご利用いただける方」の中小企業者の規模に該当する方) 1. 杉並区内に1年以上主たる事業所(法人の場合は本店登記)及び事業実態を有する方 2. 杉並区内において同一の事業を引き続き1年以上営んでいる方 3. 申込みをする日までに納付すべき住民税(区市町村民税と都道府県民税)及び事業税(法人の場合は法人事業税と法人住民税)を滞納していない方 4. 信用保証協会の保証対象業種を営んでいる方 5. 許認可を必要とする業種においては、その許認可を受けている方 6. 個人の場合には、主たる収入を事業から得ている方	運 転	3,000万円	2.00%	1.33%	0.67%	運 転7年以内 設 備9年以内 (6か月以内) ※借換含む場合は7年以内、据置不可	—	金融機関との協議により以下の方法から決まります。 1 信用保証協会 2 連帯保証人 3 担保(不動産担保等) 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要です。 小口 小口資金は、小口零細企業保証制度による信用保証協会の100%保証が条件となります。
		設 備							
短期運転資金		運 転	300万円	1.90%	1.27%	0.63%	11か月以内 (1か月以内)	—	
小口 小規模企業小口資金	ご利用いただける方 にあてはまり、以下の条件を満たしている方 1. 従業員が20人(卸売業・小売業またはサービス業は5人)以下であること ※宿泊業・娯楽業・旅行業については従業員数20人以下 2. 今回の申込分の融資を含めて、信用保証協会の保証付き融資の合計残高が2,000万円以下である方	運 転	2,000万円	1.80%	0.60%	1.20%	運 転7年以内 設 備9年以内 (6か月以内)	都1/2補助【注7】	
		設 備							
経営基盤強化資金	ご利用いただける方 にあてはまり、以下の条件を満たしている方 1. 最近3か月または1年間の売上高が前年の同期と比較して、5%以上減少している方 2. 経済情勢の影響による売上低下に対応し、経営基盤の強化を行う資金が必要な方	運 転	1,500万円	2.00%	0.67%	1.33%	運 転7年以内 設 備9年以内 (6か月以内)	—	
設 備									
特例資金	ご利用いただける方 にあてはまり、以下の条件を満たしている方 1. 最近3か月または1年間の売上高が前年の同期と比較して減少している方 2. 経済情勢の急変による売上低下に対応し、経営の安定化を行う資金が必要な方 小口 の場合は、 1. 従業員が20人(卸売業・小売業またはサービス業は5人)以下であること ※宿泊業・娯楽業・旅行業については従業員数20人以下 2. 今回の申込分の融資を含めて、信用保証協会の保証付き融資の合計残高が2,000万円以下である方	運 転	700万円【注3】	1.90%	貸付日から3年間 0%		運 転7年以内 (6か月以内)	都1/2補助【注7】	
					1.70%	貸付日から3年経過後 0.48%			
小口 経営安定運転特例小口資金				1.70%	貸付日から3年間 0%			—	
					貸付日から3年経過後 0.43%				1.27%
創業支援資金	事業を営んでいない方で、杉並区内で創業しようとする方、または、杉並区内で創業した日から1年未満の方 ・詳細は別紙「創業支援資金のご案内」をご覧ください	運 転	2,000万円	1.80%	0.20%	1.60%	運 転7年以内 設 備9年以内 (1年以内)	都2/3補助【注7】 区1/3補助【注8】	
		設 備							産業経済団体加入者優遇【注4】 0%
新事業展開資金	ご利用いただける方 にあてはまり、以下の条件を満たしている方 新分野進出、事業転換、新たな技術・製品・商品・サービスの開発・企業化を行う資金が必要な方 ・詳細は別紙「新事業展開資金のご案内」をご覧ください	運 転	1,500万円	2.00%	0.67%	1.33%	運 転7年以内 設 備9年以内 (6か月以内)	—	
		設 備							住環境と調和した業種優遇【注6】 0.47%

【注1】 資金の種類ごとにその残高と合わせて限度額まで申込みできます。

【注2】 運転設備併用の場合は、7年以内とします。

【注3】 新型コロナウイルス感染症対策特例資金(令和4年6月30日廃止)、原油価格・物価高騰等対策特例資金(令和6年3月31日廃止)、借換特例資金(令和7年3月31日廃止)と合わせて700万円分。

【注4】 東京商工会議所、区内の商店会、杉並産業協会への加入者の場合、利率を0.2%優遇します。

【注5】 創業しようとする業種、または創業した業種が情報・通信、福祉・介護、健康関連などで区が指定した業種の場合、利率を0.2%優遇します。詳細は別紙「創業支援資金のご案内」をご覧ください。

【注6】 新事業が情報・通信、福祉・介護、健康関連などで区が指定した業種の場合、利率を0.2%優遇します。詳細は別紙「新事業展開資金のご案内」をご覧ください。

【注7】 小規模企業小口資金の場合は東京都「小口フリーランス」、経営安定運転特例資金の場合は東京都「経営一般」、創業支援資金の場合は東京都「創業融資」の要件を満たす方は、区の利子補給と都の信用保証料補助を併用できる場合があります。

【注8】 詳細は別紙「創業支援資金のご案内」をご覧ください。

○その他、区内の商店会、業種団体向けの「団体資金」、区内の商店会で杉並区の各種商店街補助制度に基づいた事業を行う資金のための「商店街活性化資金」もごさい。詳細は別紙「団体資金のご案内」・「商店街活性化資金のご案内」をご覧ください。

○災害を受けた際の対応資金として、「災害復旧特例資金」「災害復旧特例小口資金」もごさい。(災害発生時に受付期間を設定します。)

小口 小口零細企業保証制度による種類



あっせん申込に必要な書類等

法人

提出する書類		注意事項
1	<input type="checkbox"/> 融資あっせん申込書(法人用) (第1号様式(乙))	区公式ホームページからダウンロードできます
2	<input type="checkbox"/> 直近の法人税確定申告書と決算書 (コピー)	9ページ下段「法人税確定申告書または所得税確定申告書および決算書のコピーしていただくもの」参照
3	<input type="checkbox"/> 資金種類該当届 【経営基盤強化資金】「経営安定運転特例資金」「経営安定運転特例小口資金」を申込みの場合のみ	
4	<input type="checkbox"/> 上記「3」で記載した売上高が確認できる資料(月別試算表/月別合計残高試算表/月別損益計算書等) ※客観性に欠ける資料(月別売上高のみを記載したものや社名がないなど、申請者管理資料であることが確認できないものなど)は不可	
5	<input type="checkbox"/> 事業計画書(区所定の書式) 【新事業展開資金】を申込みの場合のみ	
6	<input type="checkbox"/> 営業許可証・開設届・資格取得証等(コピー) 許認可や資格が必要な業種のみ	
7	<input type="checkbox"/> 見積書(コピー) 【資金使途が設備資金の場合のみ】	見積書の要件は6ページ「設備資金申込時の注意点」をご覧ください
8	<input type="checkbox"/> 産業経済団体加入を証明する書類(コピー) 【普通資金】「短期運転資金」「小規模企業小口資金」「創業支援資金」で産業経済団体加入の優遇利率適用を申込みの場合のみ	東京商工会議所、区内の商店会、杉並産業協会に支払った直近の会費の領収書、または加入していることを証明できる資料(直近の会員証や名簿など)
9	<input type="checkbox"/> 同意書	
10	<input type="checkbox"/> 情報提供に関する同意書 【小規模企業小口資金】「経営安定運転特例小口資金」を申込み方で東京信用保証協会に保証付融資残高を確認する場合のみ	
確認する書類(申込時に確認後、お返しします)		注意事項
11	<input type="checkbox"/> 法人実印の印鑑証明書	発行後3か月以内のもの 東京法務局杉並出張所
12	<input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書	発行後3か月以内のもの 東京法務局杉並出張所
13	<input type="checkbox"/> 代表者の住民税の納税証明書	最新年度・前年度分(下表参照) 普通徴収の場合、納税通知書と領収書でも可。非課税の場合は非課税証明書が必要です 区民課区民係、または区民事務所 ※杉並区外の方は住民登録地の区市町村役所
14	<input type="checkbox"/> 法人事業税・法人都民税の納税証明書	最新のもの 杉並都税事務所
持参するもの		注意事項
15	<input type="checkbox"/> 印鑑(実印)	法人実印 申込書類に訂正等があった場合に使用します

必要に応じて上記以外に書類を提出していただく場合があります。
1、5及び7の書類は、区から取扱金融機関あてのあっせん状とともにご指定の金融機関に郵送します。

住民税の納税証明書または領収書の年度について

申込月	最新年度	前年度	納期限は以下のとおりです
4月~7月	令和6年度 (令和5年中所得分)	令和5年度 (令和4年中所得分)	【普通徴収の方】 第1期分:6月末日 第3期分: 10月末日 第2期分:8月末日 第4期分:翌年1月末日
8月~3月	令和7年度最新納期まで (令和6年中所得分)	令和6年度 (令和5年中所得分)	【特別徴収の方】 翌月10日 ※納期限が休日の場合は、翌営業日が納期限になります

個人

提出する書類		注意事項
1	<input type="checkbox"/> 融資あっせん申込書(個人用) (第1号様式(甲))	区公式ホームページからダウンロードできます
2	<input type="checkbox"/> 直近の所得税確定申告書と決算書 (コピー)	下段「法人税確定申告書または所得税確定申告書および決算書のコピーしていただくもの」参照
3	<input type="checkbox"/> 資金種類該当届 【経営基盤強化資金】「経営安定運転特例資金」「経営安定運転特例小口資金」を申込みの場合のみ	
4	<input type="checkbox"/> 上記「3」で記載した売上高が確認できる資料(月別試算表/月別合計残高試算表/月別損益計算書等) ※客観性に欠ける資料(月別売上高のみを記載したものや社名がないなど、申請者管理資料であることが確認できないものなど)は不可	
5	<input type="checkbox"/> 事業計画書(区所定の書式) 【新事業展開資金】を申込みの場合のみ	
6	<input type="checkbox"/> 営業許可証・開設届・資格取得証等(コピー) 許認可や資格が必要な業種のみ	
7	<input type="checkbox"/> 見積書(コピー) 【資金使途が設備資金の場合のみ】	見積書の要件は6ページ「設備資金申込時の注意点」をご覧ください
8	<input type="checkbox"/> 産業経済団体加入を証明する書類(コピー) 【普通資金】「短期運転資金」「小規模企業小口資金」「創業支援資金」で産業経済団体加入の優遇利率適用を申込みの場合のみ	東京商工会議所、区内の商店会、杉並産業協会に支払った直近の会費の領収書、または加入していることを証明できる資料(直近の会員証や名簿など)
9	<input type="checkbox"/> 同意書	
10	<input type="checkbox"/> 情報提供に関する同意書 【小規模企業小口資金】「経営安定運転特例小口資金」を申込み方で東京信用保証協会に保証付融資残高を確認する場合のみ	
確認する書類(申込時に確認後、お返しします)		注意事項
11	<input type="checkbox"/> 事業主実印の印鑑証明書	発行後3か月以内のもの
12	<input type="checkbox"/> 事業主の住民税の納税証明書	最新年度・前年度分 (8ページ表参照) 普通徴収の場合、納税通知書と領収書でも可。非課税の場合は非課税証明書が必要です 区民課区民係、または区民事務所 ※杉並区外の方は住民登録地の区市町村役所
13	<input type="checkbox"/> 個人事業税の納税証明書	最新のもの ※非課税の場合は不要 杉並都税事務所
持参するもの		注意事項
14	<input type="checkbox"/> 印鑑(実印)	個人事業主の実印 申込書類に訂正等があった場合に使用します

必要に応じて上記以外に書類を提出していただく場合があります。
1、5及び7の書類は、区から取扱金融機関あてのあっせん状とともにご指定の金融機関に郵送します。

法人税確定申告書または所得税確定申告書および決算書のコピーしていただくもの

法人	個人
(1)法人税確定申告書 別表一(確定申告書の1ページ目) 電子申告の場合は「受信通知」を添付	(1)所得税確定申告書 第一表(確定申告書の1ページ目) 電子申告の場合は「受信通知」を添付
(2)決算書 (ア)貸借対照表 (イ)損益計算書 (ウ)製造原価明細表(作成している場合のみ) (エ)販売費一般管理費明細表 (オ)株主資本等変動計算書	(2)決算書 青色申告の方⇒青色申告決算書の損益計算書(1ページ目) 貸借対照表(4ページ目) 白色申告の方⇒収支内訳書(1,2ページ目)



その他の中小企業支援

創業・経営相談	創業・経営相談会
<p>創業・経営に関する各種相談(事業計画・会社設立・労務・販売促進・資金繰り・経営相談等)に、中小企業診断士の資格を有する相談員が応じます。</p> <p>問い合わせ 産業振興センター就労・経営支援係(創業・経営相談担当) ☎ 03-5347-9182</p>	<p>阿佐谷図書館にて、創業・経営に関する各種相談(事業計画・会社設立・労務・販売促進・資金繰り・経営相談等)に、中小企業診断士の資格を有する相談員が応じます。</p> <p>問い合わせ 阿佐谷図書館 ☎ 03-5373-1811</p>
事業所アドバイザー派遣	特定創業支援等事業
<p>区内で事業を営んでいる方、これから創業される方を対象に、経営改善や店舗等の助言、指導などを行う専門家を事業所等へ派遣します。(1事業所当たり年度内2回まで。アドバイスを受けたおむね1年後に状況報告書の提出が必要です。)</p> <p>問い合わせ 産業振興センター就労・経営支援係 ☎ 03-5347-9077 </p>	<p>「杉並区創業支援等事業計画」に基づき、特定創業支援等事業(創業・経営相談、創業セミナーなど)を実施しています。この支援を受けたことにより、法人設立の際の登録免許税の軽減措置など、いくつかの優遇措置が適用される場合があります。</p> <p>問い合わせ 産業振興センター就労・経営支援係 ☎ 03-5347-9077 </p>
創業セミナー	異業種交流会
<p>創業までの手続きや資金計画の立て方、創業した人たちの経験から学ぶ実践的なセミナーを開催します。開催時期・内容は広報すぎなみ、区公式ホームページなどでお知らせします。</p> <p>問い合わせ 産業振興センター就労・経営支援係 ☎ 03-5347-9077</p>	<p>様々な業種の事業者が互いの経営資源を結び付け、新たなビジネスチャンスに繋がられるよう、異業種交流会を年4回開催します。開催時期・内容は広報すぎなみ、区公式ホームページなどでお知らせします。</p> <p>問い合わせ 産業振興センター就労・経営支援係 ☎ 03-5347-9077</p>
福利厚生事業	就職応援ナビすぎなみ
<p>一般財団法人 東京広域勤労者サービスセンター(フレンドリーげんき)において、杉並区、豊島区、北区、荒川区内の中小企業、商店等の従業員および事業主の皆さんの福利厚生向上を目的とした事業(給付金、余暇支援、健康増進等)を展開しています。</p> <p>問い合わせ 一般財団法人 東京広域勤労者サービスセンター 杉並区営業所 ☎ 03-6279-9117 </p>	<p>杉並区が運営する求人情報サイト「就職応援ナビすぎなみ」に無料で求人情報を掲載することができます。トップページからお手続きください。</p> <p>問い合わせ 杉並区就労支援センター若者就労支援コーナー ☎ 03-3398-1136 </p>

創業スタートアップ助成事業	研究機関活用支援事業補助金
<p>区内における創業を促進することを目的として、創業当初に必要な経費の一部を助成します。</p> <p>助成内容(次のうちいずれか一方のみ) 事務所家賃助成 限度額30万円 助成率2/3 ホームページ等作成助成 限度額20万円 助成率2/3</p> <p>問い合わせ 産業振興センター就労・経営支援係 ☎ 03-5347-9077 </p>	<p>中小事業者が研究機関や大学等と共同研究などを行う際にかかる費用の一部を補助します。</p> <p>補助内容 補助金 限度額10万円 助成率1/2</p> <p>問い合わせ 産業振興センター就労・経営支援係 ☎ 03-5347-9077 </p>
小規模事業者経営改善資金(マル経融資)にかかる利子補助	
<p>株式会社日本政策金融公庫が実施する「小規模事業者経営改善資金(マル経融資)」を受けた区内小規模事業者に対し、その事業者が支払った利子の一部を補助します。</p> <p>助成内容 補助率 30% 補助期間 融資実行の翌月を含む36ヶ月間</p> <p>問い合わせ 産業振興センター就労・経営支援係 ☎ 03-5347-9077 </p>	

メモ欄

融資あっせん
申込

面談予約

問い合わせ

杉並区産業振興センター

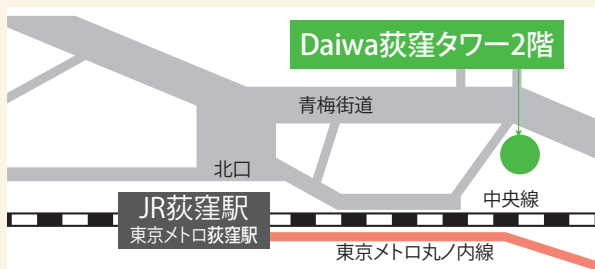
就労・経営支援係（創業・経営相談担当）

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

時間：午前8時30分～午後5時

電話：03-5347-9182 FAX：03-3392-7052

〒167-0043 杉並区上荻1-2-1 Daiwa荻窪タワー2階



JR中央線・東京メトロ丸ノ内線「荻窪」駅徒歩3分

※車・バイクでの来所はご遠慮ください。

杉並区 融資

検索

